

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

他の授業科目の修得学年を考慮し、効果的な修得を図るため、コンピュータ学の修得学年を第1学年から第2学年に変更し、その他の授業科目の学年別単位数を見直すとともに、授業料等の減免事由を明確にする。

2 規則の概要

(1) 次の教育内容及び授業科目について、学年別単位数を次のように変更する。

教育内容	授業科目	改正後			改正前				
		総単 位数	学年別単位数			総単 位数	学年別単位数		
			第1 学年	第2 学年	第3 学年		第1 学年	第2 学年	第3 学年
科学的思考の基盤・人間と生活	人文科学・社会学	4	3	1		4	2	2	
歯・口腔 <sup>くわう</sup> の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	口腔衛生学 <sup>くわう</sup>	6	6			6	4	2	
総合科学	コンピュータ学	3		3		3	3		

(2) 授業料等の減免事由を明確にする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする(2)及び(3)を除き、平成23年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。